平成２７年（フ）第９２８号
福岡市西区小戸５丁目10番14―215号
債務者　ホーメニウク美貴
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９６４号
福岡県宗像市日の里５丁目３番地２　52棟103号
債務者　高木　路治
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９７０号
福岡市早良区室住団地12番405号
債務者　宮崎　雅子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９７１号
福岡市南区皿山２丁目４番12号、前住所福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目80番地　サンライズ那珂川402号
債務者　本田　直行
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９７８号
福岡市東区多の津５丁目５番８―335号
債務者　岡田　光市
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９９４号
福岡市博多区諸岡３丁目34番７号
債務者　石井　頼利
1　決定年月日時　平成27年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０３３号
福岡県宗像市日の里５丁目３番地89　63棟302号
債務者　吉武　　寛
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０３５号
福岡市中央区渡辺通５丁目13番２号
債務者　毎熊うめの
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６９号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番３―1410号
債務者　小石川美幸（旧姓船越）
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２１４号
宮城県多賀城市東田中２丁目40番31―503号
債務者　菅井　淳一
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
長野県飯山市大字豊田3871番地１、住民票上の住所長野県中野市大字吉田727番地13
債務者　宮本　一男
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
長野市大字安茂里3674番地
債務者　小林　平八
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４８６号
広島市佐伯区五日市中央３丁目14番28―６号
債務者　髙森　芳生
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４８７号
広島市佐伯区五日市中央３丁目14番28―６号
債務者　髙森　純子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７２号
熊本市南区島町３丁目５番21号
債務者　村中　美保
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２６０号
鹿児島県鹿児島市谷山中央７丁目32番22号（コーポふもと103号）
債務者　南　　義光
1　決定年月日時　平成27年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第６３号
岩手県北上市北鬼柳３地割４番地５　アーバンクロス内
債務者　佐藤　忠幸
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
盛岡地方裁判所花巻支部